

令和元年度 第3回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和2年1月16日（月）午後1時30分～午後3時30分
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室
出 席：阿子島委員，永広委員（会長），近江委員，川島委員（副会長），佐藤委員， 永井委員，平吹委員，長島委員
出席職員 天野文化財課長ほか

○司会（佐藤総括）

ただいまから，令和元年度第3回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。

開会に当たりまして，伊東教育長から御挨拶を申し上げます。

○伊東教育長

「令和元年度 第3回宮城県文化財保護審議会」の開催にあたり，一言，御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして，御指導と御協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに，本日，御多忙のところ，8名の御出席を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。また，昨年度から2年間の任期である委員の皆様におかれましては，本日が最後の審議会と聞いております。本当に長い間ありがとうございました。

さて，東日本大震災からまもなく9年が経過し，本県では，復興の総仕上げに向けて，様々な分野において復興推進に取り組んでいるところであります。このような中，復旧・復興事業となる被災文化財の修復等や，復興発掘調査につきましては，一部の事業を除き，ほぼ完了していますが，昨年は台風第19号による文化財への被害も発生しています。県といたしましては，今後とも，関係自治体と緊密に連携を図りながら，復興事業及び通常事業に係る業務を迅速に進めていきたいと考えています。

本日の審議会では，諮問事項として，これまでの審議会でご協議いただきました諮問リストの中から有形文化財と無形民俗文化財のそれぞれ1件を「県指定文化財」として指定しようと考えていますので，委員の皆様には御審議を賜って御意見をいただきたいと存じます。そのほかにも8件の報告事項があり，盛り沢山の内容となっておりますが，どうぞよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。

委員総数11名に対しまして，8名の委員の皆様にご出席いただいておりますので，文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する，会議の定足数を満たしています。

なお、伊東教育長は、このあとの公務のため、退席させていただきますのでご了承願います。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

議長につきましては、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により会長が議長になることが定められていますので、永広会長に議長をお願いします。

○議長（永広会長）

議事に入ります前に、本日の議事内容については、公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（永広会長）

それでは、異論もないようですので、本日の令和元年度第3回宮城県文化財保護審議会の協議事項については、公開とさせていただきます。傍聴人がいらっしゃれば御入室をお願いします。

（傍聴人入室）

それでは、諮問事項に入りたいと思います。

まず、県指定有形文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（天野課長）

今回は2件の指定候補を諮問いたします。

1件目は有形文化財（考古資料）、2件目は無形民俗文化財（風俗慣習）です。

1件目の、有形文化財（考古資料）の「弩機 伊治城跡出土」1点について説明いたします。資料は1～13ページです。

まず、伊治城跡の概要を説明します。5～7ページの第1図～第3図をご覧ください。

伊治城跡は神護景雲元年（767）に律令政府が東北統治の拠点として設置した城柵（役所）の一つで、栗原市築館城生野に所在します。

遺跡の範囲は、東西が約700m、南北が約900mで、一迫川左岸の丘陵上に立地します。遺跡の外周部は、第2図で、太い破線で示したように築地塀によって区画されています。また、遺跡の中核部となる政庁は遺跡の中央よりやや南東側で確認されており、第2図の赤線で示したとおり、政庁及び周辺部が国指定史跡に指定されています。

今回諮問いたします弩の発射装置である「機」は、平成10年度の伊治城跡第25次調査でS I 4 9 1 竪穴建物跡の床面から出土したものです。ただし、発見当時は不明銅製品として扱われており、正式に弩機と公表したのは、翌年の平成11年度刊行の第26次調査報告

書であります。年代は同じ竪穴建物跡から出土した土器から、8世紀後半頃のものと考えられます。また、出土状況から破損後に廃棄されたものと推定されています。

本資料の所有者は栗原市です。本資料は、現在、保存処理作業を行った東北歴史博物館で保管されていますが、今月末から栗原市築館出土文化財管理センターにおいて管理活用されることになっています。

次に、弩の構造について説明いたします。9～12ページをご覧ください。

弩は「弓」と発射装置の「機」を木製の台である「臂」に取り付けたものです。発射装置の「機」は、「牙」「望山」「懸刀」「牛」「郭」「栓塞」で構成されます。本資料は各部を留める棒状のピン「栓塞」が欠損していますが、ほぼ完形といえます。材質は「栓塞」が鉄製、「栓塞」以外は青銅製です。法量は長軸が70mm、短軸が45mm、高さが53mmです。

続いて、弩の形態的特徴について説明いたします。弩は西洋のクロスボウなどのように世界各国でみられる武器ですが、東アジアにおいては、中国が最も古くから使用しています。本資料は、形態的特徴から、漢代以降に中国や朝鮮半島から国内にもたらされたと推測されます。

文献にも弩に関する記述がみられますので、主なものを説明いたします。3ページの備考欄をご覧ください。

『日本書紀』には高句麗が推古天皇に弩を献上したと記されており、これが文献で初めてみられる弩に関する記述となります。

『養老軍防令』では、一隊50人の兵士のうち強壯な2人を「弩を扱う兵士」を意味する「弩手」にすることを規定し、弩を重要な武器と位置づけています。

『続日本後紀』や『日本三代実録』からは、弩には脚付きで地面に据えて使うものと、兵士が携行して使う「手弩」の2種類があったことが読み取れます。

『出雲国計会帳』や『延喜式』には、弩が古代に国内生産されていたことが伺われる記述が認められます。

『続日本後紀』及び『類聚三代格』には、伊治城がある陸奥国では宝亀年間(770～780)に鎮守府の弩師(弩の操作法を教授する人)が任用されていたこと、また8世紀末から9世紀前半の対蝦夷戦争で用いられていたことが記されています。

本資料は、その法量から兵士が携行したものとみられるため、8世紀後半、律令政府の最前線であった伊治城に所属する兵士が携行した「手弩」と考えられます。

日本における弩の出土例ですが、本資料のほかに島根県出雲市の姫原西遺跡出土と、長崎県松浦市の鷹島海底遺跡出土の2例があります。いずれも木製の台床である「臂」の部分であります。姫原西遺跡の弩は祭祀用の武器形木製具とみられます。また、鷹島海底遺跡は、鎌倉時代中期の1281年の弘安の役で鷹島沖に集結した元軍の船が暴風により沈没した

場所として著名ですが、海底から出土した弩臂は、すべて元軍のものと考えられるものです。

なお、鷹島海底遺跡は日本初の海底遺跡ですが、遺物が集中している範囲につきましては、平成24年3月27日付けで国史跡鷹島神崎遺跡となっています。

弩の概要について説明させていただきました。

伊治城跡から出土した本資料は、発見から約20年が経過していますが、国内で実際に使用された武器としては初の出土例であり、現在までのところ唯一のものであります。また、弩が蝦夷との戦いで重要な働きをしたことを実物で証明した貴重な資料と評価できるものです。

以上のことから、本資料は、宮城県指定有形文化財（考古資料）として指定するに相応しい文化財的価値を有していると考えます。

なお、本日御欠席の熊谷委員には、指定諮問調書作成にあたり御指導をいただいております。特に調書の内容、史実について御確認いただいておりますことを申し添えます。

以上につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（永広会長）

ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から御質問、御意見があれば頂戴いたします。

○阿子島委員

考古学者の立場から申し上げますと、この弩機は非常に貴重なものですので、県指定とするのに相応しいと考えます。ご説明にありましたようにわが国で唯一の出土であって、歴史的にも意義が大きいものです。出土状況やその共伴の遺物から8世紀後半のものと位置付けられるわけで、これは対蝦夷戦争の前線に当たる伊治城跡から出土したということもこの意義に加わるものと考えます。これを逆に蝦夷の側から見たときに蝦夷側から考えましても律令政府がこのように強力な体制を整えて征服ないし統治へと向かってきたということが同時に示すものです。したがってどちらの側から考えてもどこの出土品も歴史的に大変意義が大きいとこのように評価できるのではないのでしょうか。以上です。

○議長（永広会長）

その他にはございませんか。

○長島委員

意見というか分かれば教えてほしいのですが、この出土遺物の出土状況の背景ですが、S I 4 9 1は周囲の堅穴からみて何か特徴的なところがあるのかどうか。特に写真で拝見

しますと焼土がありますので、何らかの工房とか、あるいは土器も廃棄されていたとなると、この竪穴の生活はどんな風なのか、ある程度推測がつかのかどうか、分かるのでしたら教えてください。

○事務局（天野課長）

竪穴の建物につきましては最初の25次調査で、まず西側半分を掘ったということです。弩が出てきたということもあり、翌年度に残り半分を調査したということですが、あの構造自体はいわゆる竪穴住居と特に変わりがないものでありますが、この弩が出土したということになりますと、構造としては通常の竪穴建物とはあんまり変わらないですが、外郭の部分すぐ東側にある位置関係からも兵士が居住していたところではないかなと予測されます。特徴については特に記述はなかったかと思います。

○長島委員

はい、わかりました。

○議長（永広会長）

私から一点質問があるんですが。1ページ目の弩機の出土状況と問題の一番最初の段落の最後のところに、この出土状況から破損部の廃棄を想定しているという記述がありますが、この出土状況というのは具体的にはどうなりますか。

○事務局（天野課長）

8ページの写真を見て頂きたいのですが、白丸で囲ってある中に黒っぽいのが見えると思うのですが、これが弩になります。ちょうどあの土器の横にこうポツンと見える黒いものがあるのですが、特に武器をしまっていたとかそういう状況ではなく、ただ床面にポツンと置いているような状況でしたので、しっかり大事にしまわれているものというのではなく、この竪穴住居が機能していた時期に置かれ、そのまま捨てられたものと把握しています。

○議長（永広会長）

あと関連して、細かい点なのですが1ページ目の下から三行目の所にピンの欠損を除くと完形であると書いてありますね。先ほどのご説明ですとピンの一部の欠損とおっしゃったと思うのですが、それは一部の欠損でよろしいでしょうか。

○事務局（天野課長）

欠けているような状況です。

○議長（永広会長）

全体が欠損しているわけではないのですね。

○事務局（天野課長）

全体ではありません。

○議長（永広会長）

この文章ですと欠損という言葉の意味次第ではありますけど、ピンがなくてというようにも受け取れますので、もしもピンの一部が欠けているのであればその一部というようにして頂いたほうがよいかと思います。

○事務局（天野課長）

わかりました。

○議長（永広会長）

その他にかありますか。特にございませんか。

専門分野の熊谷委員からのご意見をお聞き頂いているということですので、もしもその他特にご意見がないようでしたら、県指定有形文化財の指定についての議論はここまでにしようと思います。

続いて、県指定無形民俗文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（天野課長）

続いて、2件目、無形民俗文化財（風俗慣習）として「若宮八幡神社の湯花行事」について説明いたします。資料は14～26ページです。

本無形民俗文化財は、大崎市古川三本木新沼地区で毎年旧暦9月18日の夜に行われる湯立の行事です。保護団体は若宮八幡神社です。

まずは本行事を含む3日間の秋祭りの様子を映像で御覧ください。

（映像上映）

改めて行事の流れを説明いたします。18ページからの図版等を御覧ください。

神社境内に新沼地区の安寧を願う大釜と、家単位で奉納する羽釜が並び、白装束の神職・官司がこれら一つ一つに対して湯笹を浸けて湯を振りまきます。釜の奉納者はこの傍らで湯を浴びたのち、白装束の神職の腰を抱いて釜から引き離し、「ケンザ」と呼ばれる神職に正対させます。これを受けて、ケンザは白装束の神職に向かって祈願を唱えます。これをす

べての釜が終わるまで繰り返します。

白装束の神職が振りまくお湯は花に見立てられ、奉納者はこれを浴びることで無病息災になると考えられています。また、行事に用いられた湯笹や木杭は厄除けとして奉納者の家々に飾られます。

若宮八幡神社は、文治5年（1189）創建と伝わり、それ以来、澁谷家が代々神職を勤めてきたとされています。湯花行事の由来は定かではありませんが、元禄年間（1688～1703）に再興されたと伝わっているほか、19世紀初めと推察される記録や、大正10年（1921）に記された記録も残っていることから、この湯花行事が古式によって継続されていたことがうかがえます。

湯花行事は我が国における祭礼の一つのあり方を伝えるもので、若宮八幡神社においては、文献によりその歴史を近世まで遡ることができます。時代的な変容はありますが、現在でも旧暦で毎年開催されているほか、家単位での釜の奉納が続けられるなど、大枠において古くからの形や地域的な特徴を残しているものと思われます。また、行事に用いられた湯笹や木杭は、厄除けとして各家に飾られており、本行事が地域住民の厚い信仰を伴って今日まで伝承されている点も評価できます。

このことから、「若宮八幡神社の湯花行事」は、宮城県指定無形民俗文化財（風俗慣習）として指定するに相応しい文化財的価値を有していると考えます。

以上につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（永広会長）

ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から御質問、御意見があれば頂戴いたします。

○川島副会長

民俗に関わることですので一応担当の委員として少しコメントを申し上げます。

実際にこの行事をフリーも含めて三度ほど拝見しました。全国的に見て評価できる点が三点ほどあるなと思います。一つは、湯立神楽が単に芸能者だけに留まる行事ではなくて、今でも地域社会とかかかわっているという点がまず一つ評価できるかなと思います。それから、ケンザというのは修験の験に者と書くのですが、元々その里修験にかかわる行事だったと思いますし、その行事の根底にはやはり憑依した神と直接かかわりを持つという、シャーマニズム文化をあらわすものであろうと。シャーマニズム文化というのはご存じのように東北地方と西南日本、沖縄のほうにしか残っていない古い世界観を持つ文化だと思います。それから三つ目はまずカマド＝火の神として、家の象徴としているという点です。東北地方では分家のことをカマドというような呼び方もされていますように、さらに旧仙台藩に関

しましては竈神信仰が非常に盛んな地域であり、その信仰ともを通底するような同じ信仰基盤を持っていると思います。そして九州の方では盲僧という目の不自由な宗教的職能者が一軒一軒カマドを祓うという風にあるのですが、この地方では逆にカマドを持って行って祓ってもらうという、これは全国にも類のない行事である点から、私は県指定にすべきものとして考えています。以上です。

○議長（永広会長）

ありがとうございました。その他ご意見ございましたらお願いします。

○議長（永広会長）

私から一点。湯花行事としての県指定というのは今回が初めてですか。

○事務局（天野課長）

初めてです。

○議長（永広会長）

16ページの資料では神楽とならんで湯立が行われる場合があるということで、例えば、雄勝法印神楽とか秋保神社の神楽とか指定されていると思うのですが、この指定には湯立行事も含まれているのでしょうか。

○事務局（今井）

民俗担当として申し上げます。指定するときに、すべての演目についてこれは指定です指定でないという分け方をしていませんので、なかなか一概には言えないのですが、基本的にはその演目の一つとして湯立が含まれているという風に理解いただいてもよろしいのかなと思います。

○長島委員

仙台市は秋保神社については湯立がプログラムされているというか入ってしまっていて、現在も継承者がいます。

○議長（永広会長）

この若宮八幡宮では神楽と湯立というのがセットになっているわけではないのですね。

○事務局（天野課長）

セットではないです。

○議長（永広会長）

独立して行われているということですが、それはやはりその例えば秋保神社との規格で何か違いがありますか。

○事務局（今井）

民俗担当として申し上げます。大きく違うのは、先ほどの川島先生のご指摘にもありましたが、基本的に現在に残る湯立というのは、芸能の中に位置付けられているものが大半でございまして、今回この若宮八幡宮の湯花行事は、簡単に言うと芸能がございません。神楽がない状態で湯立だけ残っている。そのために今回風俗慣習として指定することができるわけがございまして、今までそういった雄勝法印神楽等国指定にもなっていますが、あれは民俗芸能として記載していますので、民俗芸能がなく湯立独自で行われている点が最大の特徴かと思われまます。

○議長（永広会長）

その意味でもまた一つ新しい無形民俗の指定だと言うわけですね。

○議長（永広会長）

他に何かご意見ありませんか。

○近江委員

先ほど川島先生からご指摘があったとおり、現在まで続いているということの価値が大変大きいと思います。先ほどの先生のご指摘のように民俗芸能というものと一セットにして指定を受けている所があっても、風俗慣習というものが指定を受けるというのはなかなかない事例だと思いますので、仙台藩の竈神信仰というものとの関係を含めても、大変これは貴重な行事ではないかと思しますので、ぜひ指定をして頂ければと思います。

○議長（永広会長）

ありがとうございます。

○永井委員

私も全然異論はないのですが、16ページの所に、今回指定する理由で「氏子と一体となって毎年着実に実施されており、末永く継承されることが望まれる」とあり、こういうものはなかなか伝えていくのが難しいと思うのですが、この地域ではそのような存続の心配はしなくてもよろしいと考えているのでしょうか。

○川島副会長

何回も見ている範囲では、逆に釜の数が増えたりしているので、これは大丈夫かなという見通しはありました。

○永井委員

先ほど先生のお話であった、カマというのはその家の象徴という話、秋田の方ですけども、「カマ消した」という言葉があります。「カマ消した」というのは要するに家がつぶれたというのでしょうか。家の象徴というのがカマというのは非常に面白いなと思って聞かせていただきました。

○議長（永広会長）

他にございませんか。

（意見なし）

特にご意見がないようでしたら、県指定無形民俗文化財の指定についての審議はここのまですまします。

以上で、諮問事項としての県指定有形文化財、県指定無形民俗文化財の指定について、審議が終わりましたので、県教育委員会に対する答申のとりまとめを行います。事務局から案がございましたら配付をお願いします。

○事務局（関口班長）

それでは答申書案を読み上げさせていただきます。まず弩機の方から。

県指定文化財の指定について

弩機伊治城跡出土 1点

長軸70ミリメートル、短軸45ミリメートル、高さ53ミリメートル

伊治城は、神護景雲元年（767）に律令政府が東北統治の拠点の一つとして設置した城柵で、現在の栗原市築館城生野に所在する。本資料は、伊治城跡S I 4 9 1 竪穴建物跡床面から出土した古代武器・弩の発射装置「機」である。

弩は弓と機を臂に取り付けた構造であり、このうち機は「牙」「望山」「懸刀」「牛」「郭」「栓塞」の各部からなる。本資料は、それら各部を留めるピンの一部の欠損を除くと完形である。法量から兵士の携行用とみられ、8世紀後半の律令政府の最前線拠点だった伊治城に所属する弩手の武器と考えられる。

本資料以外の国内出土の弩はすべて臂で、祭祀用木製具と元寇の際に元軍が使用したものに限られる。発見から約20年が経過した現在においても、国内で出土した弩機としては、本資料が初例かつ唯一であり、文献でのみ知られていた弩の存在を証明し、中国出土の弩機と構造が共通した実戦用の武器であることを示したものとして、学術的並びに歴史的価値が高い。

以上のことから、伊治城跡出土の弩機は本県にとって貴重であり、宮城県指定有形文化財（考古資料）に指定することが適当である。

続きまして、若宮八幡神社の湯花行事を読み上げさせていただきます。

若宮八幡神社の湯花行事は、大崎市三本木新沼地区で毎年旧暦9月18日の夜に行われる湯立の行事である。同地区の安寧を願う大釜と家単位で奉納する羽釜が参道にならべて置かれ、白装束の神職がこれら一つ一つに対して湯笹を浸けて湯を振りまく。釜の奉納者はこの傍らで湯を浴びたのち、白装束の神職の腰を抱いて釜から引き離し、「ケンザ」と呼ばれる神職に正対させる。これを受けてケンザは白装束の神職に向かって祈願を唱える。これをすべての釜に対して行う。白装束の神職が振りまく湯は花に見立てられ、奉納者はこれを浴びることで無病息災になると考えられている。

湯花行事は我が国の祭礼の一つのあり方を伝えるもので、若宮八幡神社においては文献によりその歴史を近世まで遡ることが可能であり、時代的な変容はありながらも大卒において古式を遺していることが確認できる。現在でも旧暦で開催されており、加えて家単位で釜の奉納が続けられるなど地域的な特徴もよく示す。行事に用いられた湯笹や木杭が各家の厄除けのために飾られており、本行事が地域住民により今日まで伝承されている点も評価できる。

以上のことから、若宮八幡神社の湯花行事は本県にとって貴重であり、宮城県指定無形民俗文化財（風俗慣習）に指定することが適当である。

○議長（永広会長）

事務局案について御意見をお願いします。

○議長（永広会長）

私から一点。弩機の方ですが、三つ目の段落の二行目に「したがって発見から20年が経過した」という文章があるのですが、20年の経過は特にこの弩機の価値に或いはその価値の議論について何ら問題はないと思うのですが、研究に時間がかかるのはよくあることですし、何か時間が経ったことがマイナスのような文章になっているので、「これは発見から経過したが」は削除してよろしいのではないのでしょうか。

○阿子島委員

これは考古学ですと次々に発掘調査が行われますから、最初出た後に別な遺跡で、類例が出土するということが逆に期待されるという面がございます。その意味で時間が経ったにもかかわらず、今なおこれが唯一の例として評価されるという、そういうニュアンスが含まれていますので、例えばですが、「したがって」をとって、「発見から約20年が経過した現在においても」とか、そんな風にすれば、委員長のお考えにも沿うのではないかと思います

が如何でしょうか。

○議長（永広会長）

よろしいでしょうか。特に問題がなければ事務局の方で今のご提案のように訂正していただければと思います。

○事務局（天野課長）

確認させていただきます。三段落目の「発見から約20年が経過した現在においても国内で出土した弩機としては」という繋がりによろしいでしょうか。

○議長（永広会長）

そうです。文章としては二行目の「本資料が初例かつ現在までのところ唯一であり」のところが重なりますので、「本資料が初例で唯一であり」となりますでしょうか。

先ほど阿子島委員のご意見を強調するという風に考えるとそうするのがよろしいのかと思います。

○事務局（天野課長）

ありがとうございます。

○阿子島委員

今後別な遺跡で出土するかもしれないが、それでも意義があるということが示されているように思います。

○議長（永広会長）

その他ございますか。

○永井委員

この湯花行事のことですが、この行事は三日間行われるのですよね。前夜祭と本番と御巡幸を全部含めて一つと見るのか、湯立の部分だけを見るのかという問題があると思うのですが。この答申書の案ですと旧暦の9月18日の夜に行われる湯立の行事であるという風書いてありますので、そうするとこれは前夜祭とか御巡幸とかというのは入らないように取れるのですが、一連の行事としてお考えになられるのはどうでしょうか。

○事務局（天野課長）

先ほどご説明が足らなくて申し訳ありませんでした。映像では三日間のものを伝えておりましたが、今回の指定になりますのは初日に行われる行事だけのものを指定するもので、

二日目三日目のものは今回は対象にはなりません。今回は湯立の行事のところだけの指定となります

○永井委員

本来なら全部ワンセットで考えなければならないものなのだろうと思いました。

○事務局（関口班長）

補足させていただいてよろしいでしょうか。過去に風俗慣習でも指定になっておりますのが「米倉鹿島神社の献饌行事」、「船形山の梵天ばやい」などございますが、特定の行事、お祭り全体ではなく行事だけを指定している例が多くございますので、それに倣うわけではないのですが、今回も特定の行事に対しての指定ということでできればと考えています。

○川島副会長

あと国指定ですが、気仙沼のお山がけという行事、七歳児が登る行事がありますが、これは羽田神社のお祭りですが、お祭り全体として指定されてるのではなく、その登拝行事が中心になっているので、むしろそちらの方が多いかと思えます。

○永広委員

その他、何かございましたらお願いします。

もしも他にご意見等ないようでしたらこの県指定の文化財の指定二件について承認することにしたいと思います。なお、以後の事務処理については事務局に一任します。

以上で教育委員会から諮問されました県指定文化財の指定についての審議を終わります。

次に、報告事項の説明をお願いします。

○事務局（関口班長）

それでは報告事項、資料は（2）報告事項と書かれた別冊となりますけど、そちらをご覧くださいと思います。報告事項としてはイからチの 8 項目をご報告させていただきます。

まずページを開きまして 1 ページ。本審議会の部会である松島部会について、前回、当審議会以降の 1 2 月までの報告でございます。松島部会は偶数月に開催していきまして、特別名勝松島に係る現状変更の協議と諮問、そして事務局決裁事項の報告等を行なっています。また毎月一回、部会長決定による現状変更の審議も併せて行っているところでございます。

これまでおよそ半年の開催状況は、1 ページのとおりであります。

続きまして、2 ページをご覧ください。東日本大震災にかかわる復旧・復興事故について 3 件報告させていただきます。

まず指定文化財等災害復旧支援事業でございます。被災した指定等文化財への復旧にか

かる補助事業の一覧でございます。震災翌年の平成24年度をピークとして徐々に減少傾向に件数があるということが表からわかるかと思えます。ちなみに県指定におきましては平成27年度で修理事業が完了しているところでございます。一方、国指定では、一件残っておりまして、齋藤氏庭園が令和2年まで。登録有形文化財につきましては、気仙沼市の2件が平成30年度の繰り越しという形で本年度まで続いておるところでございます。このほか市町村指定で2件修理の要望が今のところ出されてはおるんですけども、現時点では着手が遅れて、事業着手に関しては滞っておるような様子でございます。当課といたしましては、引き続き所有者等に寄り添いながらきめ細かな対応をしていきたいと考えています。

続きまして4ページ。復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業。こちらにつきましては担当班長より説明させていただきます。

○事務局（生田班長）

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業についてです。1番、復興事業に伴う発掘調査につきましては県・国の試掘調査について高台移転等住宅関連事業、復興道路関連事業、ほ場整備関連事業については終了しています。県市町道関連事業につきましては、今後気仙沼市、女川町、石巻市、山元町で13遺跡試掘調査の予定があります。漁業集落防災機能強化事業については、気仙沼市、石巻市、女川町等の6遺跡で調査が予定されています。堤防復旧事業に関しまして、南三陸町の大久保貝塚が今年度8月から本発掘調査が開始されています。被災個人住宅、中小零細企業再建等については、定期的に今後も実施予定となっています。発掘調査体制ですが、表2をご覧くださいと思います。宮城県教育委員会の派遣としましては、昨年度従来どおり東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所より2名の派遣を受けています。県内、他県、市から市町への職員派遣もございます。気仙沼市は1名富田林市から、多賀城市は1名香川県から、山元町は1名神奈川県からとなっています。

来年度の予定、現状と今後についてでございます。ほ場整備に伴う本調査は現在多賀城市で実施してまして、2月でおおむね終了する見込みとなっています。気仙沼市、石巻市、山元町で実施されるものにつきましては、本年度でほとんど終了するという予定でしたが、事業区域内の土地買収等の条件整備が整わず、一部は来年度となる見込みになっています。石巻市で実施されていまして中沢館跡の本発掘調査ですが、これについても概ね終了していますが、来年度につきましても引き続き実施する予定でございます。今年度実施できませんでした石森城跡の本発掘調査については来年度に実施することになっています。先ほど言いました大久保貝塚の発掘調査は来年度の8月に終了する予定でございます。

最後に、これら野外調査の発掘調査は報告書の作成をもって完了となるんですけども、非常に作業が蓄積しています。現在のところ市町の報告も含め4市町8遺跡の協力を行っています。今後も適切なスケジュール管理のもと来年度の報告書刊行に向けて引き続き協力していきたいと考えているところです。

○事務局（関口班長）

続きまして6ページを開いてください。令和元年度宮城被災ミュージアム再興事業についてでございます。こちらの指定文化財、あるいは発掘調査などと同様でございますがピーク時から激減しています。本年度は3件、事業を実施しているところでございます。このうち、気仙沼市の被災資料修理事業でございますけれども、こちらについては、本年度で完了になる予定であります。

この被災ミュージアム再興事業は来年度、令和2年度が最終年度となってまして、来年度は東北歴史博物館、亶理町郷土資料館、こちらを計画予定していますが、こちらも完了するというところで計画を進めているところでございます。

続きまして7ページ、文化財の指定選定登録認定等でございます。前回の審議会からこれまでに、国指定登録等にあったものを紹介させていただくものでございますけれども、今回は一件、史跡の追加指定がございました。平成29年に指定された入ノ沢遺跡でございまして、この既に指定された場所の西側と南東側にあたる集落を囲う大溝や丘陵の旧地形を遺す範囲が追加指定されております。この場所は平成30年度に、これまで不明であった集落を囲う大溝の延びやその地形把握を目的とした確認調査、現地踏査を実施することで集落範囲及び集落の立地する丘陵の自然地形が明かになったという箇所でございます。こちらが令和元年11月15日に追加申請、追加指定の答申を受けています。

続いて8ページでございます。本年度の、先ほど東日本大震災関係の事業等をご説明しましたが、その他一般的な指定等文化財の補助事業を一覧にしたものでございます。

まず、県指定文化財についてでございます。

県指定文化財につきましては、本年度は有形文化財の建造物、仙台市内の加茂神社でございますけれども、加茂神社が昨年度から2か年で屋根の葺き替え修理を実施してまして、既に完了したところでございます。その他、無形文化財並びに無形民俗文化財においては後継者育成等の補助を若干ながらしているところがございます。国指定等文化財については、国庫補助事業がベースとなってる事業すべてを一覧にしているところがございます。重要文化財、あるいは記念物の保存修理のほかですね、埋蔵文化財の発掘や活用、史跡購入等にかかる事業を県内では実施されているところがございます。また、一覧には掲載していませんが、4月に発生したノートルダム寺院の火災、さらには10月末の首里城火災等を契機としました、文化庁の防災設備の予算がかなりついているところがございますけれども、県内でもまだ交付決定を受けてはいませんが、複数の事業につきまして、今補助申請しているところでありまして。次回審議会には一定程度のご報告ができるかと存じますので予めご承知ください。

続きまして11ページでございます。ここからは指定文化財の現状変更等についての報告でございます。まず、11ページでございますけれども、令和元年10月、県内に多大なる被害を受けました台風19号の文化財被害について、ご報告いたします。被害の大小、軽重、

はございますけども、国指定で21件、県指定で5件の被害が確認報告されているところがございます。このうち被害の大きいものについては、補助事業等については、補助事業と災害復旧が計画されているところがございます。早ければ2月位には交付決定してくるという予定がなされています。なお、被害が実は見えにくい天然記念物、動物等の生息域でございますが、国指定等のリストでございます16番、横山のウグイ生息地につきましては、かなりの浸水被害を被って土砂の流入等ございましたが、数週間後には、ウグイが現地に戻っている事を確認できました。ただ一方、17番や19番、ゲンジボタルの生息地でございますが、かなり川が氾濫しまして、幼虫あるいはホタルの餌となる虫等の流出という可能性が高い状況というのが見込まれていますが、今度の夏の発生時期に改めて確認する必要があるということで事務局は検討しているところでございます。

12ページからはルーティーンでございますけども、現状変更の手続きの処理状況についてのご説明でございます。平成27年度から指定都市である仙台市に所在する文化財にかかる事務処理を仙台市が文化庁と直接行なっている関係上、ここには仙台市の分は掲載していません。当然ながら仙台市とは情報共有はしているところではございますが、当課としての処理件数からは省かせて頂いている事をあらかじめご承知置き頂ければと思います。まずは12ページでございますが、過去二年間を含む、現状変更の書類件数の一覧でございます。特別名勝松島の処理件数が突出しています。その多くはご報告の1ページで掲載しました、松島部会で処理をしているということでございます。13ページからは、前回審議会から12月13日までに処理した史跡名勝天然記念物の現状変更等一覧でございます。番号で申し上げますと7番から173番まで、こちらが特別名勝松島の現状変更に当たります。このほか、国指定においては史跡名勝において7件、天然記念物において3件、さらに県指定の史跡、そして天然記念物において4件の現状変更を処理しています。処理件数としてはやはり松島が突出しているような状況でございます。

21ページ、こちらは史跡名勝天然記念物の滅失、毀損の報告でございます。一覧としましては国指定が8件、県指定が1件となります。件数としては少ない形になりますが、特別天然記念物カモシカ、こちらにつきましては前回審議会から、12月13日までに129件の滅失届が提出されています。内訳としましては、事故や衰弱死、あるいは白骨化したために不明というものがほとんどであります。その他の毀損、滅失等でございますけども、台風第19号による毀損が主なものでございます。

続きまして22ページ、記念物以外の特に有形文化財にかかる現状変更、修理滅失毀損、の報告一覧でございます。台風第19号による毀損2件のほか、修理、現状変更についても処理をしているところでございます。

23ページ、こちらは、指定文化財の公開許可の状況でございます。前回審議会からの一覧でございますけども、今回比較的多くてですね、県指定に関しては9件の公開許可をしているところでございます。

24ページには、公開承認施設における処理状況がございますけども、こちらにつきましては

ては、24ページのとおりでございます。

続きまして25ページ、埋蔵文化財の発掘状況と成果につきまして、こちらも担当よりご報告させていただきます。

○事務局（佐藤班長）

埋蔵文化財の発掘状況と成果につきましてご報告させていただきます。

令和元年度主な発掘地域に関しましては下記の通りでございますけれども、国の受託契約による調査が2件、こちらにつきましては調査原因が国道4号大衡道路の拡幅工事、それから復興事業である三陸沿岸道路の建設ということで調査を実施し、調査は終了いたしました。

続きまして県の執行委任による調査2件を記載しています。先ほど埋蔵二班長から報告がありました水尻川河川堤防建設、県営ほ場整備費用の田尻西部地区、こちらは発掘調査ほぼ終了してしまっていて、整理作業を現在行っています。

団子山西遺跡につきましては今年度、報告書を刊行する予定、北小松遺跡については、来年度の報告書刊行を予定しています。

続きまして国庫補助による調査ということで2件ございます。県道改良工事が1件、それからは場整備関連の内容確認が1件でございます。こちらにつきましても、調査は終了しています。その他の調査ということで市町村協力と書いてございますが、多賀城市、山元町、栗原市、七ヶ宿町など、記載では9件の調査を記載しています。個人住宅等の小規模調査や調査の結果、遺構が未検出となったものについては除かせていただきました。その他についても実施しています。

復興調査整理協力ということで、石巻市と山元町の調査協力をしています。

埋蔵文化財の発掘調査立ち入り件数の推移については、本年度の上半期の段階では、92条に関する発掘調査が4件、それから93条・94条に関する発掘届や通知が853件、それから99条の発掘調査が251件で発見届が1件となっています。傾向としましては、例年とほぼ変わらない状況かなというところですが、全体の全国的な流れで見ますと文化庁の統計報告などでは、発掘調査そのものの届出件数は減少傾向にあるという報告がなされているのですが、県内を見渡してみますと、ご覧のとおり全体ではまだ増加傾向にあるというところがございますので全国的な推移とちょっと違う、やはりこれは東日本大震災などに関する数字というところも非常に影響が大きいかなと考えています。以上です。

○事務局（関口班長）

続いて26ページでございます。

令和元年度文化財にかかる事業について、当課で実施しているその他の事業についてご説明させていただきます。

まずは地域文化財産復興プロジェクトでございます。文化遺産の復興と地域活性化を目

的としまして、情報発信やイベントなどを実施するものでございます。イベントにつきましてはいずれも盛況でございまして、特に3の1、27ページになりますけれども、宮城に息づく民俗芸能、異伝の法印神楽編というのを、令和元年8月3日、国際センターの方で開催させていただきました。こちらの方も130名程度来場いただきまして、かなり盛況に開催できたと思います。なお、チラシを皆様に配布させていただいています、同じく3の1の方ですが、宮城に息づく伝統工芸というものを2月9日に国際センターの会議室で開催させていただきます。仙台御筆や松笠風鈴などの体験等々の予定でございます。

続きまして29ページ、第61回北海道・東北ブロック民俗芸能大会についてでございます。本年度は令和元年10月27日に山形市を会場としまして、本局からは塩竈神楽にご出演いただきました。当日は、500名程の来場があり、かなり盛況だったということであります。塩竈神楽の保存会でも、保持する芸能の魅力を存分に発揮しきったと思います。なお当日は審議会の川島副委員長にも出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

続きまして30ページ、文化財の観光活用による地域交流促進事業という名前がついておりますけれども、前回の委員会でも配布させていただきました『宮城県の文化財』の冊子作製事業でございます。これまでに、史跡名勝編、天然記念物編、建造物編、美術工芸品編の一部、絵画工芸ということで作っておりますが本年度は美術工芸品の2としまして書籍・典籍、古文書・古碑、考古資料、歴史資料、これらをまとめたものを作成中でございます。3月末までには刊行できるかと思っておりますので、次回、次年度、改めて、委員の皆様にも配布させていただきたく考えております。

最後31ページ、事務局を務めております日本遺産関係であります。伊達な文化魅力発信推進事業です。前回の審議会でも報告させていただいたとおりでございまして、28年度に、日本遺産と認定された、伊達な文化でございますけれども、認定後から日本遺産、魅力発信推進事業実施しているところでございます。国庫補助事業としては昨年度が最終年度ということで本年度から自走化ということでございます。事業予算はかなり小さい数字が書いてありますが、各構成自治体、あるいは県も含めてでございますけれども、経常的な事業において、日本遺産を絡めたプログラムや取り組みを展開することとしていまして、本年度も各自治体、あるいは県の内部の課と連携しながら、展開を検討してまいります。報告事項としては以上でございます。

○議長（永広会長）

ありがとうございます。ただいまの報告事項について何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○平吹委員

21ページの滅失毀損のカモシカのことです。129件は結構多い数だと思いますが、主な死亡要因は事故死でしょうか。可能であれば、例えば死亡した場所の緯度・経度や死亡原

因といった記載項目を設定した個票を作成していただき、データベース化すれば、対策を講じる上でも有意義ではないかと思えます。ロードキルの場合は、自然保護課や土木部でも防止対策を講じているようですので、連携もできるのではないかと思えます。ご検討いただければ幸いです。

○事務局（関口班長）

毎年一覧表と言いながらカモシカだけは件数だけになっておりますので、次回からは少し分量が多くなると思えますが、別紙でその原因や市町村などに分けてご提示できたらと思えます。ありがとうございます。

○議長（永広会長）

その他、ございますか。

○近江委員

10ページですが、補助事業の中の無形文化財、36番の日本伝統工芸展仙台展とありますが、これは県ではなく国庫補助になっていますが、これはどういう趣旨というものでしょうか。これは全国展開の展覧会として、伝統工芸の作家さんの全国にわたっておられますね。県内の作家さんは入選する方は数が少ないと思うのですが、これはどういう趣旨でどういう形で補助をしているのでしょうか。展覧会の経費として補助しているのか、個別に補助しているのか、その辺りについて伺いたいと思えます。

○事務局（関口班長）

こちらにつきましては、全国で11ほど各地でこの展覧会があるのですが、国が各展覧会に対して補助をしているような状況になっています。

○近江委員

展覧会の開催地に対して補助をしているのでしょうか。

○事務局（関口班長）

実際の実行委員会に補助をしている状況で、具体的に言うと定額補助になっています。

○近江委員

個人にというより開催の運営費と考えればよいですね。

○事務局（関口班長）

ここにも実行委員会と書きましたけれども、補助事業者が実行委員会になります。実行委

員会には宮城県あるいは仙台市も入ってしまっていて、それに対しての補助ということになります。

○事務局（滑川）

すみません。国庫補助を担当しています技師の滑川と申します。近江委員からご質問頂いた伝統工芸展について情報提供という形になりますが、今月22日から27日まで、第66回伝統工芸展を仙台三越で開催される運びとなりましたのでご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○近江委員

その辺りの仕組みがわからなかったものですから伺いました。特に無形文化財については、伝統工芸の技術をお持ちの方がたくさん宮城県内にもいらっしゃるのでも、個人に還元できる補助があればいいのになと思ったのですが、展覧会そのものに対する補助で、全国展開だから国の指針ということなのですね。わかりました。

○議長（永広会長）

そのほか、ございますか。

○長島委員

最後の31ページ、伊達な文化魅力発信推進に関わってですが、事業予算が9万円ということで、実行委員会の方で予算少なくてどうするのといった話が出ていたかと思うのですが、それとは距離があるとは思いますが、宮城県で現在宿泊税について検討なさっていると聞いておりますが、その宿泊税の使い道の中で、文化財を活用する性格のものについて、配当される可能性があるのかどうか。現段階でその見通しがあればお聞かせいただきたい。

○事務局（天野課長）

決まっておりませんので何とも言えませんが、この事業に配分されるかは全く未定です。

○佐藤委員

それに追加して、これは来年度、伊達な文化魅力発信推進事業が9万円で、今後も継続してやっていかれるということで、予算の変更とか拡大はあるのでしょうか。

○事務局（関口班長）

予算という意味では、実行委員会の予算という意味において拡大縮小というのはあり得ない話ではないと思いますが、各構成自治体負担金を集めていくような形になります。自治体とは限らず、構成メンバーということで負担金を集める、あるいはそこに対して何か収入

を得ていく、広告収入とかも含めてですね、そういうことも考えうるかなと思うのですが、まだ協議中でございます。

○佐藤委員

9万という予算ですと、この事業の何に充てるのかなというのが見えてこないもので、印刷物を作る経費にもならないと思うので、具体的に今後どうされていくのかお伺いします。

○事務局（関口班長）

こちらにつきましても、実行委員会の在り方も含めまして、内部的に協議を進めたいと考えています。やはり資料だけみるとかなり寂しい事業かと思います。本来的な在り方も含めまして、来年には何かしらの新たな展開、あり方も含めて関係者と協議していけたらと考えています。

○議長（永広会長）

その他ご意見ございますか。もしもその他ご意見がないようでしたら、以上にて報告事項について終えたいと思います。それではその他。

○川島副会長

すみません。また答申書の案に戻ってよろしいでしょうか。湯花行事です。湯花行事の本文の3行目に「羽釜があり」とだけ書いてあるのですが、ここを、細かいことになるのですが、できれば、大釜と家単位で奉納する「羽釜が参道に並べて置かれている」というようにすると、あの行事の迫力がわかるので、そのように補足してはいかがでしょうか。「ある」だけではどこでやるのかもよくわからないので、その部分だけ修正をお願いしたいと思います。

○事務局（天野課長）

「羽釜が参道に並べて置かれている」と。わかりました。

○議長（永広会長）

そのほか、何か委員の方々から。

○佐藤委員

6行目の、湯花行事ですが、このすべての釜が終わるまで繰り返すというのが日本語的に意味が取りにくい文章だと思います。「参道に並べて置かれ」が加わったので、「並べて置かれ、それらの釜すべてにこれを行う」のような、繰り返すではなく、その釜毎にそれを全部行うとか何かそういう感じに書いたほうがいいのかと思います。

○川島副会長

これをすべての釜に対して行われるとか。そんな感じでよろしいのではないのでしょうか。

○議長（永広会長）

あとで事務局で練っていただいて。今のでよろしいかと思えますけれども。

それでは他にないのでしたら、本日の議事については終了したいと思います。

○司会（佐藤総括）

会長，委員の先生方には長時間に渡り御審議をいただきまして，大変ありがとうございました。これを持ちまして，令和元年度第3回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。